

2022年12月9日

## 留萌線（石狩沼田・留萌間）の廃止日繰上げの届出について

留萌線（石狩沼田・留萌間）については、2022（令和4）年9月9日に国土交通大臣に鉄道事業廃止の届出（廃止日 2023（令和5）年9月30日）を行いました。その後、11月11日に北海道運輸局による関係者への「公衆の利便の確保に関する意見の聴取」があり、当社は、廃止日を2023（令和5）年4月1日に繰り上げたい旨の意見陳述を致しました。

意見聴取の結果、12月1日に、国土交通大臣から廃止日を繰上げたとしても公衆の利便を阻害するおそれがないことを認める通知がありましたので、本日、鉄道事業法第28条の2に則り、国土交通大臣に留萌線（石狩沼田・留萌間）の廃止日を2023（令和5）年4月1日に繰り上げる旨の届出を行いました。

当社は、鉄道事業廃止後の代替交通や沿線自治体のまちづくりに対して可能な限りのご支援をさせて頂くことにより、持続可能な交通体系の構築について地域の皆様と一緒に取り組んでまいります。